千葉市廃棄物適正化推進員
不法投棄監視員
美化活動ガイドライン

「もったいない」の心で、1日18gのごみ減量

～「焼却ごみ1／3削減の達成」から第2Roundへ～

千　葉　市　環　境　局

２０２２年６月改訂

この美化活動ガイドラインについて

本ガイドラインは「千葉市廃棄物適正化推進員の手引き」に記載された廃棄物適正化推進員の活動方法についての指針です。

また、平成２５年６月から創設した不法投棄監視員の役割・権限・活動の方法について併せて示しています。

１．廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員とは

① **地区推進員**
区町内自治会連絡協議会を構成する各地区の町内自治会連絡協議会ごとに１名委嘱。

② **自治推進員**
町内自治会ごとに１名委嘱。（５００世帯をこえる自治会にあっては２名委嘱）
ただし、町内自治会の推せんまたは自治会がない地区について市長が必要と認めるときに委嘱できます。

③ **不法投棄監視員**
町内自治会ごとに推進員の活動に協力する者（課題の多い地域を対象）として、町内自治会の推せんまたは自治会がない地区について市長が必要と認めるときに３名まで委嘱できます。

２．地区および自治推進員・監視員の役割・権限

① **ごみステーションの管理**（３～５ページ）
推進員は監視員とともに町内または所属する地域内のごみステーションでのごみ分別排出ルールを周知・啓発するとともに、地域のリーダーとしてごみステーション周辺の美化に努めます。

② **不法投棄防止活動**（６ページ）
推進員は監視員とともに町内または所属する地域内の不法投棄多発箇所の監視・未然防止に努めます。

③ **資源物等の持ち去りの通報**（７ページ）
ごみステーションからの資源物・不燃ごみの持ち去り行為は条例により禁止されています。推進員と監視員は持ち去りを目撃したら所管の環境事業所へ通報します。

推進員には身分証と腕章、監視員には身分証とビブス（ベスト）を市から支給します。
活動する際は必ず着用してください。

④ 千葉市環境局と推進員・監視員の関係図

千　葉　市　環　境　局		
収集業務課	環境事業所	廃棄物対策課
・推進員・監視員の総括 ・家庭ごみ収集全般について ・集団回収の助成について ・ルール違反ごみの総括 ・不法投棄の総括	・推進員・監視員の委嘱について ・推進員・監視員の研修について ・清掃用具支援について ・ルール違反ごみの調査 ・不法投棄対応	・生ごみ肥料化容器及び生ごみ減量処理機の助成について ・ごみの減量、再資源化について ・路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止について

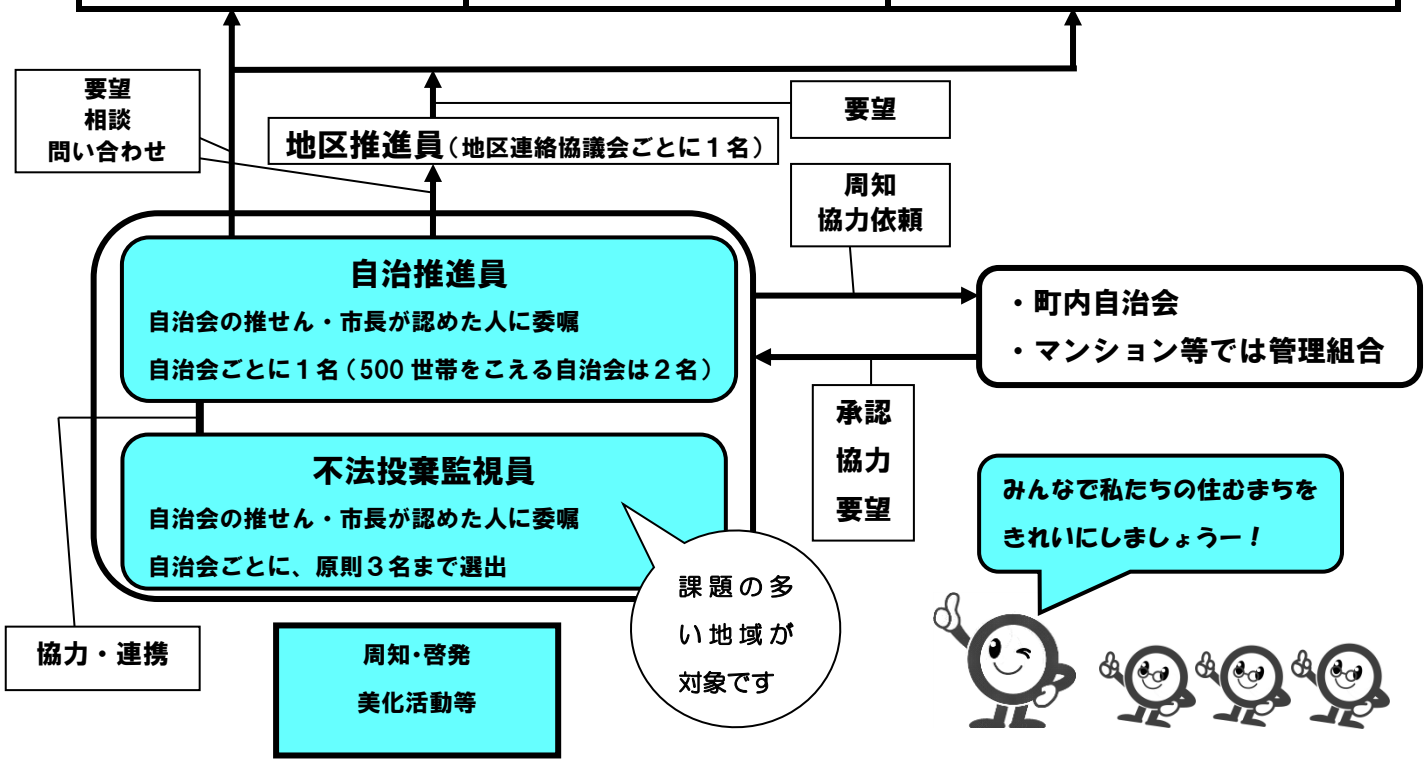

３．ごみ分別排出ルールの周知・啓発

ごみステーションの清潔の保持や収集日、収集時間、指定袋の使用、排出方法等について地域の皆さんへの周知・啓発をお願いします。

○　ごみ分別排出ルール

① きちんと分別して出す！
② 決められた容器で出す！
③ 収集日の早朝から朝８時までに出す！
（木の枝・刈り草・葉の収集は朝１０時まで）
④ 地域で決められたごみステーションに出す！

※　詳しいごみの出し方については「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」をご覧ください。

○　周知・啓発方法

① ごみステーションの早朝パトロールによる啓発

（早朝パトロール例　参考にしてください）

1．可燃ごみ収集日の早朝６時５０分頃事前に決めたごみステーションに集合し、8時くらいまでパトロール活動を行います。

2．ごみを排出する住人達がごみ分別排出ルールを守っているか確認します。

3．分別排出ルール違反する人がいたら注意します。

4．8時になったら終了、解散します。

繰り返しルール違反ごみが排出される場合は、環境事業所にご相談ください。

② 町内掲示板や回覧板を利用したごみ出しルールの周知

- 資源物・可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみの回収日が何曜日かを掲示板に掲示し周知します。
- ごみステーション看板や不法投棄防止看板を設置し周知します。
- 資源物・可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみの出し方については、市から出し方一覧表をもらい、回覧または掲示板へ掲示し周知します。

※　周知に必要なものは収集業務課または所管の環境事業所で配布します。　　**（８ページ参照）**

４．ルール違反ごみの調査について

開封調査とは！

ごみ分別排出ルールが守られていないごみ袋を市の職員が開封し、ごみの内容物から排出した人を特定し、ルールを守るよう排出した人に注意・指導をするものです。開封調査を行いたい場合は、担当の環境事業所に必ずご相談ください。

※　調査は市職員が行いますので、絶対に開封しないでください。

○　調査対象

次のようなごみを見つけた場合、調査の対象になります。

「約2割以上」はおおよその目安です。

① **分別が不徹底な場合**

可燃ごみに空き缶・空きびん・ペットボトル・雑がみなどが相当量（容積で約２割以上）混入している場合。

② **決められた日時や場所以外に出された場合**

収集日が違う場合や、夜間に出された場合、指定ごみステーション以外への排出。

③ **指定袋等の排出容器以外で出された場合（旧指定袋やレジ袋等）**

○　開封調査から注意・指導、その後の流れ

推進員・監視員

調査依頼 → **注意・指導** → **勧告** → **命令** → **罰則等**

- 調査依頼：ルール違反ごみが繰り返される場合、環境事業所へ相談
- 注意・指導：違反ごみを出した方を特定し、ルールを守らない方に対し注意・指導
- 勧告：指導後もルールを守らない場合、改善を勧告
- 命令：勧告後もルールを守らない場合、改善を命令
- 罰則等：命令後１年以内にルールを守らないで出した場合、過料（2,000 円）を適用

市　職　員

５，ごみステーション管理・美化活動

きれいな場所には、ごみを捨てにくいと言われています。「きれいな環境づくり」を心がけ、地域で積極的な美化活動の推進をしてください。

① ごみステーション美化活動

●清掃当番制

自治会内や、ごみステーションを利用される方々で当番を決め、ごみステーションとその周辺の清掃活動をしましょう。

●看板の管理

ごみステーションの看板が古く汚れたままになっていると、「ここは誰も管理していないようだ」と思われ、ごみステーションが汚される原因になります。新しい看板に取り替えましょう。なお、看板が必要な場合は、各環境事業所、各区役所地域振興課、収集業務課へお問い合わせください。

●優良ごみステーションの表彰

年１回（毎年１０月頃）、優良ごみステーションに対してごみステーション美化活動等に関する表彰を行っています。過去に表彰された事例を参考に美化活動に努めましょう。

●カラス等の被害対策

ごみステーションでのカラス等の被害対策として以下のように住人に指導、対応をしてください。

・生ごみを減らす（食材を減らし食べ残しを無くす）
・ごみ出しルールを守る（ごみ出し時間を守る・指定袋で排出）
・防鳥ネットを設置する。**防鳥ネットは、収集業務課にて各自治会等が管理するごみステーションの数を上限として無償貸付を行っています。** **（連絡先は９ページ参照）**

② 地域での美化活動への支援

公園、広場、道路、河川、港湾その他公共の場所におけるたばこの吸い殻、空き缶等（粗大ごみは除く）の散乱ごみの収集、その他街の美化に関する自発的な活動に対して、清掃用具の貸与等（軍手・ほうき・ちりとり等）の支援制度があります。各環境事業所、各区役所地域振興課、廃棄物対策課へお問い合わせください。**（注意：ごみステーション周りの清掃だけでは、この支援に該当しません）**
（連絡先は９ページ参照）

町内自治会でのボランティア清掃のごみ袋は、５袋まではごみステーションに排出できますが、６袋以上の場合は、申請により環境事業所が別途収集します。

③ ごみステーション管理用指定袋支援

ごみステーション管理に必要な指定袋を配布いたします。町内自治会に対し、**「可燃ごみ用４５ℓ・不燃ごみ用 20ℓ」**を 10 枚単位で **50 枚**まで配布いたします。 **（連絡先は９ページ参照）**

④ ごみゼロクリーンデー（毎年５月末頃）の推進

ごみ減量・リサイクル推進週間（５月３０日～６月５日）、環境月間（６月）の記念事業として、道路上や植え込み等に捨てられたごみ・空き缶等を収集することで、街を美しくし、同時にごみ問題について考えるイベントです。詳しい内容については各区役所地域振興課からご案内します。

また、ごみの収集については、各環境事業所へご連絡ください。**（連絡先は９ページ参照）**

６．不法投棄に関すること

地域で不法投棄されやすい場所を把握し、看板や張り紙等で出来るだけ不法投棄の防止に努めてください。なお、市では不法投棄防止看板を配布していますのでご活用ください。

不法投棄の多い地域の推進員と監視員は、定期的にパトロールや監視を行い、ごみステーションで不法投棄防止に努めてください。

① 問題のあるごみステーションのパトロールや監視をしましょう。（３ページの巡回パトロールに組入れるといいでしょう。）

※ 環境事業所と連携して夜間パトロールを実施しています。詳しくはご相談ください。

② 民地へ投棄された不法投棄物の処分は土地所有者・管理者の責任で行ってください。

③ 不法投棄で困ったときは、早めに環境事業所に相談しましょう。

④ 不法投棄防止看板が必要な場合は、環境事業所や区役所地域振興課へ連絡してください。

（連絡先は９ページ参照）

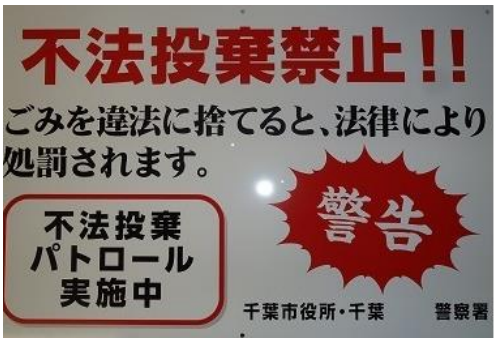

↑不法投棄防止看板

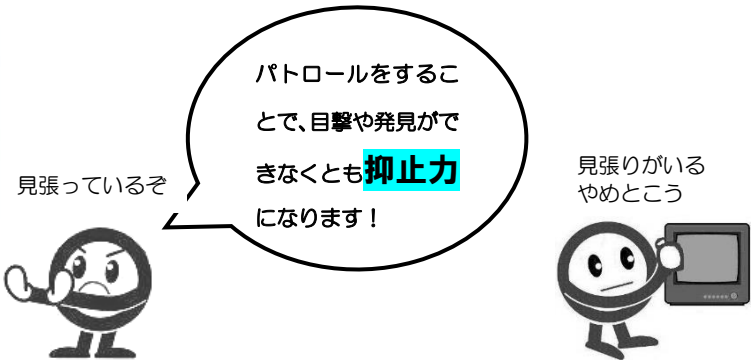

⑤ 監視カメラ・ダミー監視カメラ・センサーライトの貸出も行っていますので、必要な場合は環境事業所へご相談ください。

⑥ **不法投棄Ｑ＆Ａ**

Ｑ．車でのポイ捨てなどの不法投棄行為者の現場を発見したらどうすれば良い？

Ａ．不法投棄行為者の特徴や車両のナンバー、場所、種類などを所管の環境事業所か警察へ通報してください。不法投棄された廃棄物は、手を触れず現状のままにしてください。

Ｑ．不法投棄は犯罪ですか？

Ａ．はい。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条により禁止されている行為です。違反すると５年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処しまたはその併科に処せられることがあります。

（根拠法令は10ページ参照）

７．資源物等の持ち去りの通報

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例により、ごみステーションから資源物・不燃ごみの持ち去りは禁止されています。

○　罰則の主な内容

１　市が指定する者以外が、ごみステーションに出された資源物・不燃ごみを収集運搬することは禁止。

２　禁止命令に違反した者に対する罰則等（２０万円以下の罰金）

○　通報の手順

①　環境事業所へ電話で通報します。

②　日時・場所を伝えます。

③　持ち去られた資源物等の種類を伝えます。

④　車両や持ち去った者の特徴（車のナンバーや車種、色等）を伝えます。

※　車のナンバーから車両照会します。該当者が判明した場合は市が指導等を行います。

持ち去り者と接触するのは危険です！通報にとどめましょう！

持ち去りが禁止されている理由は？

１．持ち去られた資源物等が、その後適正に処理されているかを確認できず、市が処理責任を果たすことができません。

２．地域の皆さんが協力して美化に努めているごみステーションが、持ち去り時に荒らされるためステーションの管理が阻害されます。

３．市民のリサイクル意識を低下させ、さらには市と市民の信頼関係の悪化を招くこととなりかねません。

（持ち去り禁止に関する条例については１１ページ参照）

８．推進員を対象とした研修等

廃棄物の適正処理や再利用の普及・啓発に努め、また地域のボランティアリーダーとして活動していくため、市ホームページ上に研修動画を公開しておりますので、ご活用ください。令和３年６月時点における最新の動画につきましては、次のページにて詳細をご確認ください。

また、研修動画と併せて、令和３年１０月にごみステーション管理事例集等の参考資料をホームページ

上に公開しました。
なお、環境行政に反映させるため、ご意見をいただくことがありますのでご協力をお願いします。

【動画の内容及び閲覧時間】

ア）千葉市のごみ処理の歴史　　約９分３０秒
イ）廃棄物適正化推進員について　約６分
ウ）ごみの出し方・捨て方　　約９分

【視聴方法】

スマートフォン等で下記の QR コードを読み取り又は、インターネットにて「廃棄物適正化推進員」のワードを検索し、千葉市ホームページ上でご覧ください。

【QR コード】　　【インターネット】

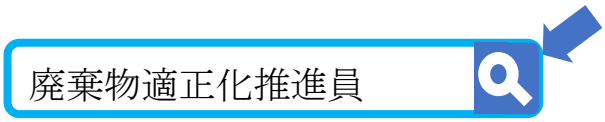

９．市が配布するものリスト

- **家庭ごみの減量と出し方ガイドブック**　可燃ごみ、不燃ごみなど各種家庭ごみの出し方が記載されています。
- **家庭ごみと資源物の出し方一覧表**　可燃ごみ、不燃ごみなど各種家庭ごみの出し方を簡易な一覧表にしています。
- **家庭ごみと資源物の出し方一覧表（外国語版）**
  可燃ごみ、不燃ごみなどの各種家庭ごみの出し方を外国人向けに簡易な一覧表にしています。
  （英語版、中国語版、韓国語版、スペイン語版、ベトナム語・タガログ語版）
- **ごみステーション看板**　ごみステーションに設置する看板です。古くなってしまった場合や破損した場合等、配布します。（日本語版、英語版、中国語・韓国語・ベトナム語・タガログ語版）
- **不法投棄防止看板**　不法投棄の多い個所に設置する看板です。

【連絡先】

中央・美浜環境事業所	０４３－２３１－６３４２
花見川・稲毛環境事業所	０４３－２５９－１１４５
若葉・緑環境事業所	０４３－２９２－４９３０
収集業務課	０４３－２４５－５２４９

１０．主なお問い合わせ先

○ ごみの出し方・処理の仕方について　　○ 粗大ごみの自己搬入について
○ 剪定枝チップ機の貸出について（令和５年３月３１日をもって終了）
○ ルール違反ごみの改善・指導についての相談
○ 資源物等の持ち去りの通報　　○ ごみステーション管理用指定袋支援申請
○ ごみステーションについて（ごみステーション看板等）
○ 不法投棄を発見したら（不法投棄防止看板、監視カメラ、センサーライトの貸出）

中央・美浜環境事業所　０４３－２３１－６３４２
花見川・稲毛環境事業所　０４３－２５９－１１４５
若葉・緑環境事業所　０４３－２９２－４９３０

○ 家庭ごみの回収漏れ等について

千葉市家庭ごみ相談ダイヤル　０４３－２０４－５３８０
（受付時間　８：３０～１７：３０　※日曜日と１２/３１～１/３を除く）

○ 清掃用具・ボランティア袋等の支援を受けるには（ごみゼロクリーンデーは区地域振興課）

中央・美浜環境事業所　０４３－２３１－６３４２
花見川・稲毛環境事業所　０４３－２５９－１１４５
若葉・緑環境事業所　０４３－２９２－４９３０
中央区役所　地域振興課　０４３－２２１－２１０６
花見川区役所　地域振興課　０４３－２７５－６２１３
稲毛区役所　地域振興課　０４３－２８４－６１０６
若葉区役所　地域振興課　０４３－２３３－８１２３
緑区役所　地域振興課　０４３－２９２－８１０６
美浜区役所　地域振興課　０４３－２７０－３１２３

○ 集団回収の助成・家庭ごみの分別関係・防鳥ネット貸付事業について

収集業務課　家庭系廃棄物班　０４３－２４５－５２４６

○ 「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」について

収集業務課　家庭系廃棄物班　０４３－２４５－５２４６
中央・美浜環境事業所　０４３－２３１－６３４２
花見川・稲毛環境事業所　０４３－２５９－１１４５
若葉・緑環境事業所　０４３－２９２－４９３０

○　生ごみ減量機器などの購入への補助を受けるには

廃棄物対策課　管理班　　０４３－２４５－５０６７

不法投棄禁止に関する法律

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律【抜粋】

第四章　雑則

（投棄禁止）　第十六条　　何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第五章　罰則　第二十五条　　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四　　第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

分別・排出指導に関する条例

○　千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例【抜粋】

（廃棄物の排出）

第２０条の２　市民は、法第６条第１項の規定により市が定めた一般廃棄物処理実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭廃棄物を排出場所に排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　事業者は、一般廃棄物処理実施計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系一般廃棄物を排出場所に排出しなければならない。

（改善勧告等及び命令）

第２０条の３　市長は、市民が前条第１項の規定に違反し、一般廃棄物処理実施計画に定める分別の区分及び排出方法に従わずに家庭廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

３　市長は、事業者が前条第２項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

４　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事業者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

５　市長は、前項の規定により命令を受けた者が当該命令を受けた日から１年以内に、前条第２項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

第１０章　罰則

第５５条　第２０条の３第２項又は第４項の規定による命令を受けた日から１年以内に、第２０条の２第１項又は第２項の規定に違反した者は、２千円以下の過料に処する。

資源物等の持ち去り禁止に関する条例

○　千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例【抜粋】

（指定排出物の収集又は運搬の禁止等）第２０条の４　市長又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみステーション」という。）に排出された家庭系廃棄物のうち、市長が指定するもの（以下「指定排出物」という。）の収集又は運搬をしてはならない。

２　市長は、前項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る指定排出物を現状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外の他のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

３　市長は、第１項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集又は運搬に係る指定排出物を現状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外の他のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

（千葉市行政手続条例の適用除外）第５３条　第２０条の４第２項又は第３項の規定による命令に違反した者は、２０万円以下の罰金に処する。

○　千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則【抜粋】

（指定排出物）第５条の６　条例第２０条の４第１項に規定する指定排出物は、びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類及び不燃ごみとする。

不法投棄監視員の推せんについて

監視員の推せんについては、**「不法投棄監視員推せん届」（様式第６号）**にて町内自治会等から所管の環境事業所へ提出してください。後日、身分証明書とビブスをお送りいたします。

なお、監視員の任期は２年ですが、推せん届が提出された年度の翌年度の３月３１日までとします。任期が終わった後も監視員を更新される際は、任期の終わる１か月前に「不法投棄監視員推せん届」を所管の環境事業所へ提出してください。

また、任期途中に監視員を変更する際は**「不法投棄監視員変更届」（様式第９号）**を、辞退する際は**「不法投棄監視員辞退届」（様式第１０号）**を町内自治会等から所管の環境事業所へ提出してください。

（例　令和３年９月１日（令和３年度）に推せん届を提出した場合、令和５年３月31日（令和４年度）までが任期）※身分証の有効期限をご確認ください。

【送り先】

中央・美浜環境事業所	〒260-0001	中央区都町８－１－１７
花見川・稲毛環境事業所	〒263-0054	稲毛区宮野木町２１４７－７
若葉・緑環境事業所	〒266-0002	緑区平山町１０４５－５

推進員・監視員がリーダーシップを取り、
住民みんなの協力のもとに美しいまちづくりを目指しましょう！